

宿泊施設の使用等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 21 年 3 月 31 日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第 27 号

宿泊施設の使用等に関する規則の一部を改正する規則

宿泊施設の使用等に関する規則（昭和 35 年岩手県規則第 17 号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
別表第 1（第 2 条、第 3 条関係）		別表第 1（第 2 条、第 3 条関係）	
名 称	所在地	名 称	所在地
[略]	[略]	[略]	[略]
岩手県立大船渡職業能力開発センター 学生寄宿舎	大船渡市	岩手県立大船渡職業能力開発センター 学生寄宿舎	大船渡市
<u>岩手県立久慈職業能力開発センター学 生寄宿舎</u>	<u>久慈市</u>		
岩手県立農業大学校学生寄宿舎	胆沢郡金ヶ崎町	岩手県立農業大学校学生寄宿舎	胆沢郡金ヶ崎町
[略]	[略]	[略]	[略]
備考 改正部分は、下線の部分である。			

附 則

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。